

埼玉県 特殊車両通行許可申請書 作成チェックシート

以下の項目は、特に誤りが多く、申請書の訂正や内容確認に時間を要しています。
許可を円滑に行うため、申請書を提出する前に再度、チェックをお願いいたします。
※このチェックシートは、確認のために提供しているもので、提出は必要ありません

チェック欄

車両諸元関係	
乗員・貨物を積載した状態（連結車の場合は連結状態）での寸法・重量になっていますか。	
遠軸距離は、車両の最前軸から最後軸までの距離を確認していますか。 ※連結車の場合は連結状態での寸法を確認	
申請車両の自動車検査証記録事項は、すべて添付してありますか。 （有効期限が申請日（受付日）までに切れていないかを確認してください） ※更新申請の際にも添付が必要	
連結車両の包括申請の場合、車検証に牽引形式が記載されていますか。 ※運輸支局で事前に牽引登録が必要	
車両区分に誤りはありませんか。 ※重量物運搬用・重セミで申請可能は保安基準緩和を受けている車両に限る	
荷姿図、四面図は添付してありますか。 ※超寸法は必須、車両と積載物で一般的制限値を超過する場合（特例8種を除く）は添付	
新規開発車両設計製作基準適合証明書がある場合は添付していますか。	
超寸法・超重量等で補足説明が必要な場合は、通行計画書及び理由書（分割不可能な単体物であることがわかる資料）を添付していますか。	
軌跡図の縮尺は正確ですか。最小回転半径は記入してありますか。 ※超寸法は必須（その他でも必要に応じて追加提出をお願いすることがあります）	
通行経路関係	
出発地及び目的地は地番のほかに会社名または〇〇埠頭、〇〇工事現場など具体的に記入してありますか。	
通行するすべて（未収録道路含む）の路線名、路線番号が記入してありますか。	
出発地・目的地および未収録道路について、住宅地図等で収録道路の交差点までの通行経路（矢印などで）が示してありますか。	
路線名が変わるごとに交差点の名称が記入してありますか。 （交差点がない場合は記入しない）	
通行経路表と通行経路図が、交差点番号ごとに一致していますか。	
極端な迂回や、わざわざUターンするような申請通行経路表になっていませんか。	
添付資料、提出方法等	
通行開始年月日、通行終了年月日に誤りはないですか。	
オンライン申請支援システム作成データのファイル形式はTKSZ形式ですか。 ※電子申請はTKSZ形式以外は添付不可、窓口申請・郵送申請はFD・USBでの提出不可	
電子申請の場合は、添付資料はPDF形式ですか。 ※電子申請はPDF形式以外は添付不可	
代理人申請の場合は、委任状（様式任意）を添付していますか。	
審査手数料納付（申請車両台数×通行経路数×200円）の準備をしていますか。 ※窓口申請はキャッシュレス決済、郵送申請・電子申請はインターネット決済	
許可証の受領を郵送で希望する場合は、返信用封筒（代金申請者負担）を添付していますか。 ※許可証は信書該当のため「信書便事業者」での送付に限る	